

立山町告示第 66 号

立山町環境保全型住宅設備等普及促進事業行政ポイント付与要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

立山町長 舟 橋 貴 之

立山町環境保全型住宅設備等普及促進事業行政ポイント付与要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、75歳以上の高齢者のみ世帯又は 3 世代同居（近居含む。）世帯における、地球温暖化対策や省エネルギー化促進等の環境保全に配慮した住宅設備の整備を推進することにより、快適な住環境の向上に資するとともに、町内住宅関連産業の振興を図るため、環境に配慮した住宅設備（新品に限る。）を新たに設置する者に対し行政ポイントを付与することについて、立山町行政ポイント事業実施規則（令和元年立山町規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、規則において使用する用語の例によるほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 3 世代同居世帯 付与申請をする日において、親、子、孫等を基本とする 3 世代以上の親族の各世代が同居（町内の同一住居に居住）している世帯をいう。この場合において、各世代が 1 人の場合や、4 世代の間の 1 世代がない場合も含む。
- (2) 3 世代近居世帯 付与申請をする日において、親、子、孫等を基本とする 3 世代以上の親族の各世代が近居（各世代が直線距離で 2 km の範囲内の町内の住居に居住）している世帯をいう。この場合において、各世代が 1 人の場合や、4 世代の間の 1 世代がない場合も含む。
- (3) 親世帯の住宅 3 世代近居世帯のうち、最高年齢者が居住する住宅をいう。

(4) 居住 住民票（住民登録）と居住実態の両方を備えていることをいう。

(5) 町内業者 町内に住所を有する法人又は個人事業主をいう。

（行政ポイントの付与対象者）

第3条 行政ポイントの付与対象者は、次の第1号又は第2号に該当する者で、かつ、第3号及び第4号のいずれにも該当するものとする。

(1) 申請日時時点で3世代同居世帯又は3世代近居世帯であり、町内に現に居住していること。

(2) 申請日時時点で75歳以上の高齢者のみで構成される世帯であり、町内に現に居住していること。

(3) 対象となる世帯の全員に、立山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例（平成19年立山町条例第2号）に規定する町税等の滞納がないこと。

(4) 対象となる世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（行政ポイントの付与要件、付与数等）

第4条 行政ポイントの付与対象工事（以下「対象工事」という。）、付与ポイント数等は、別表のとおりとする。ただし、町長が付与の対象として適当でないとする工事等の費用は、付与の対象としない。

2 前項のポイントの付与は、申請者本人名義のたてぽカードに限る。

（行政ポイントの付与申請）

第5条 行政ポイントの付与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象工事着工前に、立山町環境保全型住宅設備等普及促進事業行政ポイント付与申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（行政ポイントの付与決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに第3条及び第4条に規定する資格の有無を審査し、適当と認めるときは、行政ポイントの付与を決定し、立山町環境保全型住宅設備等普及促進事業行政ポイント付与決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（付与決定後の対象工事の変更・中止届出）

第7条 申請者は、前条による決定後、対象工事について中止又は変更を行う場合には、直ちに、立山町環境保全型住宅設備等普及促進事業行政ポイント付与決定（変更・中止）届出書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 総事業費の20パーセント以内の減額となる変更をすること。
- (2) 目的に関係のない事業計画の細部の変更をすること。

（完了報告）

第8条 申請者は、事業完了の日（施工業者から対象工事の引き渡しを受けた日）から1か月又は当該年度末日のいずれか早い方の日が経過するまでに、立山町環境保全型住宅設備等普及促進事業完了届（様式第4号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（行政ポイントの付与数の確定）

第9条 町長は、前条の報告があったときは、書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、行政ポイントの付与数を確定し、申請者に立山町環境保全型住宅設備等普及促進事業行政ポイント付与数確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（付与決定の取消し）

第10条 町長は、付与決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、行政ポイントの付与決定の全部又は一部を取り消し、立山町環境保全型住宅設備等普及促進事業行政ポイント付与決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、行政ポイントの付与決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が相当の理由があると認めるとき。

（行政ポイント相当額の返還）

第11条 町長は、付与決定者が取消しとなった行政ポイントの全部又は一部について使用済みのときは、当該付与決定者に対し、使用済み行政ポイント相当額の返還を請求するものとする。

- 2 前項の規定による返還請求は、立山町環境保全型住宅設備等普及促進事業行政ポイント付与相当額返還請求書（様式第7号）により行うものとする。
- 3 第1項の規定による返還請求を受けた付与決定者は、当該行政ポイント相

当額を町長が定める期限までに現金で返還しなければならない。

(協力)

第12条 町長は、対象設備を設置した者に対し、必要に応じてデータ等の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、立山町環境保全型住宅設備等普及促進事業行政ポイントの付与に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(立山町環境保全型住宅設備等普及促進事業行政ポイント付与要綱の廃止)

2 立山町環境保全型住宅設備等普及促進事業行政ポイント付与要綱（令和2年立山町告示第67号）は、廃止する。

(立山町省エネ型住宅設備等切替推進事業補助金交付要綱の廃止)

3 立山町省エネ型住宅設備等切替推進事業補助金交付要綱（令和2年立山町告示第60号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

区分		内容	
1 行政ポイント付与対象工事		以下の要件を全て満たす工事 ①町内に自らが居住する一戸建ての既設住宅（併用住宅を含み、行政ポイント付与対象者が3世代近居世帯の場合は、親世帯の住宅に限る。）に対して行う工事（空き家を建て替えて居住する場合は、建替え後の住宅に対して行う工事を除く。） ②町内業者による工事 ③主として住居の用に供する部分の工事 ④事業年度の2月末日までに行政ポイント付与申請書を提出し、当該年度末日までに完了予定で、同日までに事業の完了届を提出できる工事 ⑤立山町の他の支援制度を併用していない工事（立山町定住促進事業補助金を除く。）	
2 行政ポイント付与数		対象機器の購入並びに設置に要する経費（消費税及び地方消費税を含み、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の5分の1に相当するポイント数（第3条第2号に該当する行政ポイント付与対象者が申請する寒冷地仕様のエアコンにあつては10分の3に相当するポイント数）と、3行政ポイント付与対象設備ごとに定める1台あたり上限ポイント数のうち、どちらか低い方のポイント数	
3 行政ポイント付与対象設備		要件	1台あたりの上限ポイント
エアコン	三世代同居（近居）世帯	・目標年度2027統一省エネ性能2星以上かつ目標年度2025統一省エネ基準達成率100%以上であること。 又は ・目標年度2027統一省エネ性能3星以上であること。	4万ポイント
	75歳以上の高齢者のみ世帯	凍結防止機能が標準整備されている室外機設備で、かつ、目標年度2027統一省エネ基準達成率100%以上であること。	8万ポイント
既設給湯器から高効率給湯器への交換	C02冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	・C02冷媒を使用した高効率給湯器であつて、日本産業規格（JISC 9220）に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上（タンク容量550L以上の設備にあつては2.8以上、寒冷地仕様にあつては2.7以上）であること。 ・目標年度2025統一省エネ基準達成率100%以上であること。	10万ポイント
	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	LPガス又は石油（灯油）を燃料とする高効率給湯器であり、以下の要件を満たすものであること。 ①潜熱を回収するための熱交換器を備えていること。 ②熱効率が94%以上であること。 ③目標年度2025統一省エネ基準達成率100%以上であること。	3万ポイント
	潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）		
	家庭用燃料電池（エネファーム）	LPガス、灯油等から、燃料となる水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電すると同時に温水を作るものであつて、（一社）燃料電池普及協会の「民生用燃料電池導入支援補助金」対象機器であること。	5万ポイント
	ハイブリッド給湯器	ヒートポンプと潜熱回収型ガス給湯器を組み合わせた給湯器であること。	10万ポイント

※その他上記設備に係る性能を含む設備等については、別に協議するものとする。

※対象設備は、設置前において未使用品のみとする。

立山町長

(申請者) 住 所
氏 名
電 話

立山町環境保全型住宅設備等普及促進事業行政ポイント付与申請書

立山町環境保全型住宅設備等普及促進事業行政ポイントの付与を受けたいので、立山町環境保全型住宅設備等普及促進事業行政ポイント付与要綱第5条の規定により、必要書類を添えて申請します。

記

対象家屋住所	立山町			
対 象 設 備	<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 高効率給湯器(エコキュート・エコジョーズ・エコフィール・エネファーム・ハイブリット)			
現 在 の 設 備	(メーカー名)	(型式)		
設置予定設備	(メーカー名)	(型式)		
工 事 期 間	年 月 日～	年 月 日		
総 事 業 費	円 (税込み)			
付与対象経費	円 (税込み)			
付与請求ポイント	ポイント			
たてぽカードNo.	—		(カード裏面を参照)	
住宅の所有状況等	(対象住宅の所有) <input type="checkbox"/> 自己所有(同居世帯の所有含む) <input type="checkbox"/> 借家			
	(所有者の同意) <input type="checkbox"/> 得ている <input type="checkbox"/> 得ていない			
他支援制度適用	有 ・ 無 (有の場合 :)			
工 事 業 者	(事業者住所)			
	(名称)			
※3世代近居世帯の場合のみ記載すること。	親世代	氏 名	住所	立山町
	子世代		住所	立山町
	孫世代		住所	立山町

調査同意書

私の世帯（申請者世帯及び近居世代全世帯）について、要件確認のため、次の項目について調査することに同意します。

1. 町税等の納付状況
2. 住民登録状況

年 月 日

申請者氏名：

添付書類

1. 住宅位置図（近居の場合は、各々の住宅の位置図）
2. 平面図（工事箇所がわかるもの）
3. 工事見積書の写し（補助対象工事と補助対象外がわかるもので、工事業者の記名押印があるもの）
4. 設置予定設備のカタログ（仕様、環境性能等が確認できるもの）
5. 対象工事箇所の施工前写真
6. その他町長が必要と認める書類

(別紙) 複数申請用

対象家屋住所	立山町
対象設備	<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 高効率給湯器(エコキュート・エコジョーズ・エコフィール・エネファーム・ハイブリット)
現在の設備	(メーカー名) (型式)
設置予定設備	(メーカー名) (型式)
工事期間	年 月 日～ 年 月 日
総事業費	円(税込み)
付与対象経費	円(税込み)
付与請求ポイント	ポイント
住宅の所有状況等	(対象住宅の所有) <input type="checkbox"/> 自己所有(同居世帯の所有含む) <input type="checkbox"/> 借家 (所有者の同意) <input type="checkbox"/> 得ている <input type="checkbox"/> 得ていない
他支援制度適用	有 ・ 無(有の場合:)
工事業者	(事業者住所) (名称)

様式第2号（第6条関係）

立山町指令 第 号

年 月 日

様

立山町長

立山町環境保全型住宅設備等普及促進事業行政ポイント付与決定
通知書

年 月 日付けで申請のあった立山町環境保全型住宅設備等普及促進
事業行政ポイント付与申請については、立山町環境保全型住宅設備等普及促進
事業行政ポイント付与要綱第6条の規定により行政ポイントの付与を決定した
ので通知します。

なお、申請内容に変更が生じた場合には、同要綱第7条の規定により、直ち
に届出してください。

付与決定ポイント数

ポイント（ 台）

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

立山町長

（申請者） 住 所
氏 名
電 話

立山町環境保全型住宅設備等普及促進事業行政ポイント付与決定
（変更・中止）届出書

年 月 日付け立山町指令 第 号で付与決定のあった立山町環境
保全型住宅設備等普及促進事業の申請内容を（変更・中止）したので、立山町
環境保全型住宅設備等普及促進事業行政ポイント付与要綱第7条の規定により
届出します。

計画の一部に変更があります。

付与決定通知書番号 及び 日 付	(番号) 立山町指令 第 号 (日付) 年 月 日
変更理由及び内容	

計画をすべて中止します。

付与決定通知書番号 及び 日 付	(番号) 立山町指令 第 号 (日付) 年 月 日
中止の理由	

年 月 日

立山町長

（申請者） 住 所
氏 名
電 話

立山町環境保全型住宅設備等普及促進事業完了届

年 月 日付け立山町指令 第 号で付与決定のあった立山町環境保全型住宅設備等普及促進事業が完了しましたので、立山町環境保全型住宅設備等普及促進事業行政ポイント付与要綱第8条の規定により、必要書類を添えて報告します。

記

1. 総事業費（実績額） 金 円（税込み）
2. 行政ポイント付与対象経費（実績額）
金 円（税込み）
3. 付与請求ポイント ポイント
4. 実施した事業

対象家屋住所	立山町
工事内容	<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 高効率給湯器への交換 (エコキュート・エコジョーズ・エコフィール・エネファーム・ハイブリット [®])
完了年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し（施工業者の記名押印があるもの）
- (3) 精算後の工事内訳明細書の写し（補助対象工事と補助対象外工事がわかるもので、施工業者の記名押印があるもの）
- (4) 保証書の写し（年月日、購入者欄、販売店欄、型式・製造番号等全て記載してあるもの）
- (5) 補助対象工事箇所の完成写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

